平成２４年（フ）第４５９号
大分県別府市大字亀川465番地
破産者　有限会社ワタナベホーム
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８３３号
東京都府中市本宿町２丁目９番地の12M・Ｉコーポ202
破産者　新井光広こと　パクグゥワングワン
朴　　光広
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４８号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1107―311
破産者　池　英一郎
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１２６号
長野県東御市本海野1694番地１
破産者　有限会社石和グループ
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第２４５号
静岡県沼津市三枚橋町６番１号
破産者　有限会社イケヤ企画
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３３７号
静岡県沼津市岡宮954番地の35
破産者　ソーシャルフェロー株式会社
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３５８号
静岡県田方郡函南町塚本381番地
破産者　有限会社市川組
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２９０号
静岡県浜松市東区丸塚町533番地の16
破産者　浜松ベビーセンター株式会社
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第６８号
三重県志摩市磯部町渡鹿野468番地
破産者　岡田　博之
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第８０号
三重県伊勢市神田久志本町1468番地15　サンライズ202号室、前住所三重県伊勢市桜木町169番地１
破産者　廣瀬　元紀
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第２７５号
大津市大石東１丁目10番17号
破産者　株式会社日経総合ガーデン
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８０号
大阪府茨木市本町６―13マプログレイスⅡ
破産者　株式会社ＰＢＦ
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９３７号
京都府京田辺市大住立原24番地の１
破産者　有限会社木瀬アルミ製作所
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４５号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字茶屋前23番地の26
破産者　有限会社京つけもの錦
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３４１号
岡山市北区春日町８番11号
破産者　松本　圭右
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１７号
岡山県赤磐市山陽１丁目15番２号
破産者　清水　幸子（旧姓植田）
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１８号
東京都世田谷区上北沢４丁目15番12号メゾン・ド・ポンシャンス206、住民票上の住所岡山県赤磐市山陽１丁目15番２号
破産者　清水　令子（旧姓植田）
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０６号
熊本市北区植木町岩野1563番地２
破産者　有限会社福田建設
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１６２８号
札幌市中央区北４条東１丁目３番地１　パシフィックタワー札幌1903号
破産者　安川　寛美
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５５号
群馬県伊勢崎市八寸町4880―１　アラマンダG、住民票上の住所群馬県みどり市大間々町大間々1882番地２
破産者　大塚　宮子（旧姓田村）
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１４１０号
さいたま市北区東大成町１丁目381番地　東大成ハイツ103、旧住所さいたま市北区日進町１丁目25番地10
破産者　辻　　利行（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係